

契約保証および前払金保証の電子化について

令和6年10月1日より、浜田市は契約の保証および前払金保証について、電子による取扱いを開始します。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いにつきましては 保証事業会社(※)に確認のうえ、手続きをお願いいたします。

※保証事業会社...西日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社

電子化の対象となる保証証書

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先：保証事業会社)

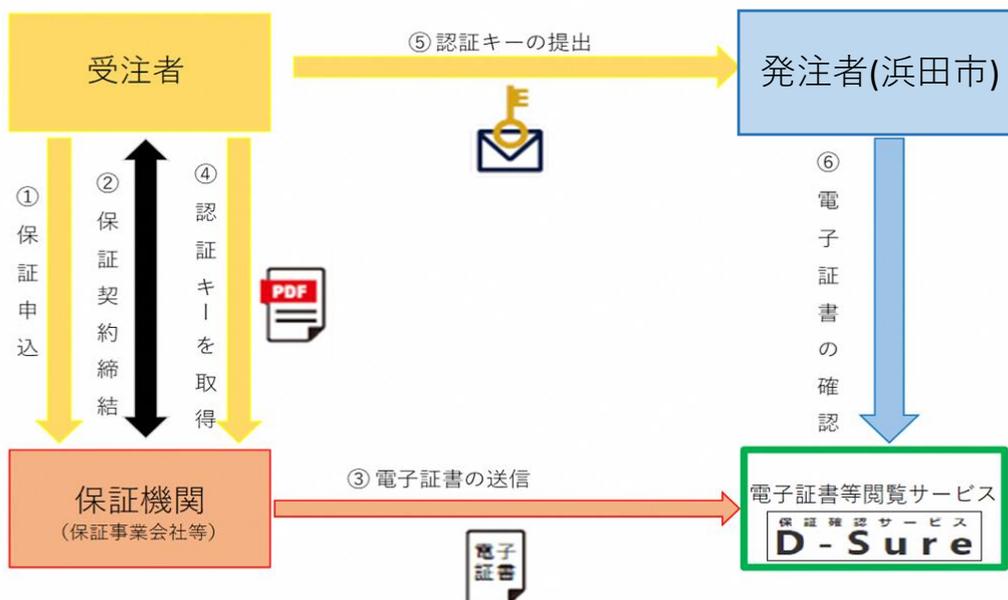
電子化対象

契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先：保証事業会社)

電子化対象

電子化による取扱いのイメージ



◆認証キー等の提出方法 (必ずご確認ください)

契約保証は、来所（契約締結）日の前日までに「保証契約番号」及び「認証キー」を契約管理課または水道管理課までメールで提出してください。

来所の当日に送信される場合は、来所前に電話連絡をお願いいたします。

- メール題名 【契約保証（又は前金払保証、中間前払金保証）】 案件名
(例：【契約保証】令和●年度市道○○線補修工事)
- メール本文 保証契約番号、認証キー、問い合わせ先の電話番号及び担当者

送付先メールアドレス

総務部契約管理課 : keiyaku@city.hamada.lg.jp

上下水道部水道管理課 : suidou-kanri@city.hamada.lg.jp

※発注課のお間違えないようお願いいたします

お問い合わせ先： 浜田市総務部契約管理課 TEL：0855-25-9142
浜田市上下水道部水道管理課 TEL：0855-25-9901